

計画の見直しについて

【概要】

社会福祉法第107条第1項及び第3項の規定に基づき、本市を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズ等の実態を踏まえつつ、平成26年3月に策定した第2期川口市地域福祉計画（平成26年度～平成35年度）の見直しを行い、一層の地域福祉の増進を図るもの。

また、計画の見直しに当たっては、平成29年12月12日の厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」に基づき、本計画を、本市における各福祉分野の計画（第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市子ども子育て支援事業計画など）の上位計画として位置づけることを目的としている。

【基本方針】

第2期川口市地域福祉計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とし、計画期間における本市地域福祉についての取組の方向性を示したものである。

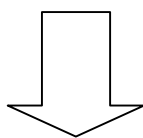
今回は、計画期間の中間期を迎えることに伴い計画の見直しを行うもので、現計画の基本理念や基本目標は継承しつつ、社会情勢の変化や本市の地域福祉の実情を踏まえ、施策及び事業の見直しを行っていくものとする。

計画の見直しにおけるポイント（ご意見をいただきたい部分）

① 法改正により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

※計画書（P 4 抜粋）

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



新たに市町村地域福祉計画に取り込むべき事項

- (4) **地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**
- (5) **包括的な支援体制の整備に関する事項**

(4)の例

- ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ・居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

(5)の例

- ・福祉なんでも相談窓口の設置
- ・地域福祉ネットワーク会議の設置

② その他、盛り込む必要がある事項

国から示された事項であるかどうかに関わらず、市民意識調査結果などを踏まえ、今般の中間見直しに際して取り入れるべき施策や考え方など